

令和 7 年度立入検査等方針【南河内広域】

＜指導の形態＞

- ・ 集団指導（Web 研修） 8 月
- ・ 立入検査 令和 7 年 7 月～令和 7 年 2 月の期間

※実施にあたっては、概ね 1 か月前までに通知を送付します。

・ 緊急の立入検査

あらかじめ通知したのでは把握できない、日常におけるサービス提供状況を確認する必要がある場合、
事前通告なしに立入検査を実施することがあります。

（具体例）

- 高齢者虐待が疑われる場合
- 高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケアが疑われる場合

＜主な検査項目＞

(1)マニュアルの作成整備及び研修の実施・記録

- ・ 高齢者虐待防止（身体拘束を含む）、災害対策（防火、防災を含む）、防犯安全、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理等

(2)高齢者虐待防止

- ・ 身体拘束を行う場合の手続、適正化のための検討会議の開催及び指針の整備等

(3)緊急時・非常時の対応及び対策

- ・ 業務継続計画の策定状況
- ・ 防火防災設備の点検
- ・ 避難訓練等の実施・記録
- ・ 非常食、医薬品等生活必需品の備蓄

(4)管理規程及び重要事項説明書における説明等

(5)協力医療機関の協力内容等

(6)帳簿類の作成整備及び保存

- ・ 各種サービス提供記録
- ・ 入居者一覧、緊急連絡網（名簿）
- ・ 苦情、事故報告（ヒヤリハットを含む）の共有及び再発防止

(7)金銭受領、前払金

算定根拠（規程を含む）、返還方法（保全措置を含む）の明示等

(8)行政機関等への報告等

報告を要する事例を認識し、適切に報告しているか

(9)家族、地域との交流（連携）

- ・ 運営懇談会の設置、各種イベントの開催
- ・ 自治会等への参加、地域住民との交流

(10)その他

①入居者の数、要介護度等

②職員の配置（所属を明確に区分しているか）

例：有料老人ホームと訪問介護事業所を区分しているか

③領収書、明細書、請求書等の交付

④衛生管理（感染症予防、衛生・不衛生等）

(10)その他②

紹介業者等を介しての入居者募集

紹介事業者等の利用・契約に当たり、次の点に留意すること。

- ・入居希望者の介護度や医療の必要度等に応じた手数料の設定を行わないこと。
- ・また、そのような紹介手数料の設定に応じないこと。

※紹介事業者等の選定に当たっては、高齢者住まい事業者団体連合会が運営する

「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守して

いる事業者を選定することが望ましい。

<お願い>

大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく自主点検表により、

- 施設サービスは適切か
- 人員・設備及び運営に関する基準を順守しているか

など、定期的な点検を実施し、適切な施設運営及び利用者支援の提供に努めてください。